

(仮称) 上ノ国湯ノ岱風力発電事業 環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 11 月

上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の広告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の広告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と 事業者の見解	5
別紙	17

第1章 環境影響評価方法書の広告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

(1) 公告の日

令和6年9月11日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和6年9月11日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。【別紙1参照】

・北海道新聞（朝刊）

※令和6年9月28日（土）～29日（日）に開催した説明会についての公告を含む。

② 広報誌によるお知らせ

以下の広報紙に「お知らせ」を掲載した。

【別紙2参照】

・広報かみのくに（令和6年9月号 No. 757）

・広報あっさぶ（令和6年9月号 第729号）

・広報きこない（令和6年9月号 No. 896）

※令和6年9月28日（土）～29日（日）に開催した説明会についてのお知らせを含む。

③ インターネットによるお知らせ

事業者のホームページに「お知らせ」を掲載した。

【別紙3参照】

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の5か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

・北海道庁 檜山振興局 保健環境部 環境生活課（北海道檜山郡江差町字陣屋町 336-3）

・北海道庁 渡島総合振興局 保健環境部 環境生活課（北海道函館市美原 4-6-16）

・上ノ国町役場（北海道檜山郡上ノ国町大留 100）

・厚沢部町役場（北海道檜山郡厚沢部町新町 207）

・木古内町役場（北海道上磯郡木古内町本町 218）

② インターネットの利用による縦覧

事業者ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://japan.invenenergy.com/news/kaminokuni-yunotai-hohosho>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 9 月 11 日（水）から令和 6 年 10 月 16 日（水）までとした。

また、自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁時間、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 1 名であった。

（内訳）北海道庁 檜山振興局	0 名
北海道庁 渡島総合振興局	0 名
上ノ国町役所	0 名
厚沢部町役場	0 名
木古内町役場	1 名

（参考）インターネットによる閲覧 1,138 件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。【別紙1参照】

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 開催日時：令和6年9月28日（土）14時00分から15時00分まで

開催場所：厚沢部町 町民交流センター「あゆみ」 交流ホール（北海道檜山郡厚沢部町新町181-6）

来場者数：3名

② 開催日時：令和6年9月29日（日）9時00分から10時45分まで

開催場所：鶴岡多目的集会施設 集会所（北海道上磯郡木古内町字鶴岡73-2）

来場者数：5名

③ 開催日時：令和6年9月29日（日）14時00分から15時20分まで

開催場所：上ノ国町総合福祉センター ジョイ・じょぐら 多目的ホール（北海道檜山郡上ノ国町大留100）

来場者数：7名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。【別紙4参照】

(1) 意見書の提出期間

令和6年9月11日（水）から令和6年10月31日（木）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は6通、意見総数は38件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は6件であった。方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解は、表2-1のとおりであり、意見の概要については原文のまま記載した。

表 2-1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	・風力発電機の単機出力は最大 4MW：最大 16 基 最大高さは 182m になります。 提案 1 表 3-2 (1) によると鳥獣保護区、北海道自然環境保全指針のすぐれた自然地域、身近な自然地域に指定されていて山頂部が改変されると環境への負荷が懸念される、また将来の現況復帰時に山頂部の基礎の撤去時に山崩れの起点となります。それはどのように実施されますか。 また富士山の大沢崩れのように回復不能の状態になる事もありますがその復帰費用などのプールも環境省の指針により必要となりますがその計画の明細を提示してください。1 基あたり 2 億円以上かかる実績があります。 表 3-2 (1) によると上ノ国町は急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区にあたります。既に 2 箇所のがけ崩れの近くですし、リスクの高い場所ですので、災害が起こらないよう建設時、撤去時の計画を明示してください。	風力発電機の設置にあたっては関係機関と協議し、改変による影響を十分に考慮した防災・治水対策を施してまいります。 事業終了後の撤去計画においても関係機関と十分な協議を行い、撤去等により地盤の安定化が損なわれることのないよう、十分な対策を講じてまいります。 なお、まだ初期段階の計画であるため、具体的な将来像を現時点でお伝えすることはできませんが、準備書作成時で改めて説明会を予定しております。
2	提案 2 水源地であり、改変が影響あったときの被害が甚大です。土砂崩れや降雪の影響も未知数ですので、施設の稼働後も水環境への影響調査が必要です。	改変区域については、関係機関と協議の上、土地改変や樹木伐採の最小化を図る等、可能な限り改変面積を小さくし、風力発電機供用後は転圧や舗装、緑化等を行うことで土砂流出及び濁水発生を抑制するよう検討していく予定であることから、施設の稼働による水環境への影響は想定しております。 なお、造成等の施工により裸地面が一時的に生じ、降雨により濁水が発生するおそれがあることから、「造成等の施工による一時的な影響」については調査、予測及び評価を実施いたします。
3	提案 3 図 4.2-17 生態系の影響予測及び評価フロー（上位性注目種：クマタカ） 評価の後のフローが全く無いのはなぜですか？一番大切な所です。	生態系についてはフローでお示したとおり、現地調査結果等を踏まえた解析により予測いたします。予測を踏まえ必要に応じた環境保全措置を検討してまいります。予測結果及び環境保全措置については、準備書に記載いたします。
4	提案 4 ギアの交換が 7 年毎また火災や災害時の対応も環境に影響ない実施ができるか不明です。 対応を具体的に示してください。	運転開始後に国で定める定期点検をはじめ、経年劣化に伴う部品交換も計画的に行ってまいります。点検や部品交換時において、建設時に整備した道路用地等を越えて新たな用地の改変等は予定しておりません。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	・環境影響評価の哺乳類の調査及び予測について 説明会にて今は熊に対して特別な調査はしないが、今後調査を見直すかもしれないとの趣旨の回答がありましたが、どのようなことが可能でどのような見直しを行うのかを準備書の前に公開してください。 自然度が高く熊などの生存に適した環境が残されている地域です。熊など行動範囲が広く縄張りを持つ動物に対してどのような生存把握と予測を行うのでしょうか。餌となる植物や昆虫類の把握も必要となる事でしょう。隣接して風力発電所の事業計画があるため生態系の変化が予測されるかもしれません。 地図に生息や分布などの状況を示し、造成工事の段階から事業開始後もどのような影響が出てどのような行動をとるのかをお示しください。	クマ等の大型哺乳類の現地調査については、フィールドサイン法（足跡、糞等）による確認及び自動撮影調査により実施いたします。また、確認状況により調査内容を見直す可能性もあり、その結果については準備書でお示しいたします。 方法書に記載の手法にて、当該地域に生息・生育する種を把握してまいります。なお、動植物の予測評価は重要な種に対して行う計画ですが、クマ等についても現地調査結果を踏まえ、専門家等からの意見聴取を行い、その内容も鑑み必要に応じて適切な措置を検討してまいります。
6	・がけ崩れなどで調査が滞っている場所について 自然度の高い地域のため貴重な動植物が生息生育している可能性があります。時間をかけてでも慎重な調査を求めます。	がけ崩れ箇所より先の調査については、安全を考慮した上で、可能な範囲で実施できるように検討いたします。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	自分が参加した説明会では参加者が5人でした。計画があることが多くの方に伝わっておらず、情報が届いていないため理解を求めるなどと言う段階にいたっていません。そのためインターネットなどでの情報の公開を続ける必要があります。また、高齢者が多いため情報をプリントアウトできるようにしてください。再度の方法書説明会を求めます。	図書の公表にあたっては環境影響評価法及び電気事業法で定められた手続きに則って実施しております。 今回公表している方法書はあくまで現段階での事業計画や環境調査の方法をまとめたもので、計画は皆様のご意見や関係機関の審査の過程で更新される可能性があります。縦覧期間終了後に、いわば古いバージョンのままご覧いただくことはかえって誤解を招くことにもなりかねませんので、一旦縦覧を終了させていただいております。
8	稚内空港にて風力発電施設を活用した離発着時の横風軽減に関する検証が行われているとのニュースを見聞きました。それは、風車の風下では風が変わるということです。営業開始後に変化した風による環境変化が起こることになります。風による動植物への影響についての環境影響評価を行う必要があります。	風力発電機は、風のエネルギーをブレードの回転に利用するため、風力発電機の後方では風の乱れが生じますが、風力発電機のブレードの回転直径の10倍程度（本事業であれば1.36km程度）離れると徐々に影響は及ばなくなるとされております。 風力発電機による風の乱れによる動植物への影響についての事例は公的な資料等では現時点では確認されておりませんが、今後、知見の収集に努めてまいります。
9	沢山の風力発電事業がおこなわれている上ノ国、厚沢部、自分の住まいする木古内にも風力発電事業の計画が複数あります。説明会では、隣接する事業については、累積的影響を予想していくとのことでしたが、どのような方法で行うのでしょうか。また、その方法は正確なものなのでしょうか。過去の事例でそれを証明することができるのでしょうか。 ずさんな環境影響評価で三町にわたる未来への手つかずの自然と言う社会資源を失うとしたら、持続可能な社会の構築と真逆な方向となります。ゆえにこの風力発電事業計画の再検討が必要です。	累積的影響については、影響の程度を踏まえた上で、他事業の累積的影響の予測に必要なデータを入手できた場合に予測いたします。 騒音、超低周波音、風車の影の累積的影響については、近接する他事業の風力発電機の仕様や音に関する諸元を基に、本事業の風力発電機も含めた増加分を予測いたします。 動物（鳥類）の累積的影響については、近接する他事業の風力発電機の仕様を基に、本事業の風力発電機も含めた風力発電機への衝突確率を予測いたします。 景観の累積的影響については、近接する他事業の

		風力発電機の仕様を基に、本事業の風力発電機も含めたフォトモンタージュを作成し予測いたします。 環境影響評価の予測の正確性については、国や自治体での審査、国や専門機関が定めるマニュアルや技術指針、専門家の意見等を踏まえて環境影響評価を実施していくため、その内容については信頼できるものと考えております。
10	事業を想定している地域は自然度が高く、木古内町・厚沢部町については水源涵養保安林となり上ノ国町の風力発電機設置予定地と隣接しています。壊れやすい泥岩の地質が予定地に多く含まれ断層も見受けられます。また、がけ崩れがたびたび見受けられます。 この秋に山形県の風力発電事業地で見られた林道が崩落し風車が稼働せず発電できない事態が渡島山脈であるこの事業地でも起こる可能性があります。能登半島地震で風力発電が停止し設備などが壊れた事態が断層のある渡島半島で起こるかもしれません。それはまた、該当自治体に多くの負担を強いるだけでなく新たな環境への負荷となります。 渡島山脈の稜線沿いに風車を立てる計画ですが、何十年後のいつかは事業が終了します。自然度の高い地域でありますから、終了後に元の自然度に戻すことはできません。国有林という国の財産でありながらも事業終了後は原状復帰が不可能であるという前提の風力発電施設の建設計画の中止を求めます。	国においては、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、森林内における再生可能エネルギーの導入促進への期待が高まっており、特に国有林野には風力や地熱による発電の立地条件に適した箇所が多くあることから、森林の公益的機能の発揮等国有林野の適切な管理経営と調和する再生可能エネルギーの適正な利用を図ることされています。 弊社としましては、今後、環境調査結果を基に関係機関と協議しながら、影響を回避又は低減した計画となるよう、検討してまいります。 また、植生自然度の高い場所につきましては極力回避を前提として計画していくよう、検討してまいります。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	本意見書は御社が計画中の標記事業の環境影響評価の配慮すべき項、その調査方法について意見するものである。また事業化へは多様な環境保全評価を望むものである。 総括的事項 (1)事業計画区域は上ノ国町市街地から日本海へ注ぐ二級河川、天の川支流、中ノ沢川から神明ノ沢川および鍼川に囲まれた天の川、木古内町瓜谷川流域の瓜谷岳 630.7m を頂点とする国有林。地質は第三紀泥岩、粘板岩、火山角礫岩などにより形成され南西の川沿いは砂礫粘土が基盤で東域に玄武岩や北東域に流紋岩が基岩となって小さな起伏のある山地を形成し焼山 379.5m 稜線へ連続する。 なお事業区域には北西から南東に向かい火山角礫岩と粘板岩、粘板岩と泥岩、各層とが滑った断層が 6km にわたり形成されている。 また計画区域の稜線はパッチ状にカラマツなど針葉樹の植林地とブナ二次林、自然度の高いブナ・チシマザサ群が混在している。 地域林相からヒノキアスナロ林の存在も想定され林床に観られるヒメホテイラン、コアツモリソウなど希少植生に要留意である。木古内側はブナ植生自然度の高い斜面が連続し林床にはエビネ、クマガ	対象事業実施区域周辺に関する環境情報についてご教授いただきありがとうございます。いただいた環境情報については、現地調査を実施する際の参考とさせていただきます。 また、環境影響評価を実施するにあたっては、最新の知見及び評価手法に関する情報を収集し、内容が簡明となるよう定量的な方法による予測評価に努めます。

	イソウ等希少植物が生育しているとみられる。野鳥は流域にクマタカ、ハチクマ、ノスリ、イヌワシ、オジロワシ。森林にヨタカ、クマゲラなどの大型鳥類などみられ、管理鳥獣で大型のヒグマ、エゾシカの痕跡も多く豊かな生態系が保たれた重要な地域となっている。また計画地周辺域は水源涵養保安林が囲み土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林など含む複合保安林(兼種保安林)地帯にあたる。治水では、事業区域3町、上ノ国町、木古内町、厚沢部町とも市街地付近の河川負荷が増すことも考えられるため工事、事業による土砂管理、流出管理を想定する必要がある。とくに天の川、木古内川は長年の洪水対策で河道掘削、堤防新設など実施しているが、サケ遡上期の秋冬に工事制限があるなか治水安全度は高まっており、木古内町では木古内川の大川、瓜谷川の字瓜谷の上流域、上ノ国町では奥湯ノ岱地区まで洪水土砂災害ハザードマップを作成している。 環境影響評価を実施するにあたっては、最新の知見及び評価手法を採用し、内容が簡明となるような定量的方法を用いること。	
12	(2) 本事業は、総出力4万9千800kWの風力発電所を設置する計画とし、16基を計画区に設置することから、環境影響を回避・低減する対策と悪影響を想定した事業損失の代償(リスクヘッジ)を事業者が都度、関係自治体、機関、団体、住民等へ提示する必要がある。	今後の具体的な建設計画の策定において、環境影響の低減を図るべく計画を検討し、今後の環境アセス手続きや地元説明会等を通じて、より具体的な事業計画について説明していく予定です。
13	(3) 本事業に際し、重大な環境影響の項が生じ、これが回避又は十分な低減が科学的根拠をもとに示すことができない場合、かつ団体や住民との合意形成が困難な場合において、対象事業実施区域の絞り込みや事業規模の縮小はもとより事業計画そのものの見直しを行う必要がある。	環境アセス手続きに基づき、各種調査を実施し得られた調査結果を踏まえ、地元住民の皆様との合意形成を図れるよう事業計画の最適化を行っていく予定です。
14	2 個別的事項 (1) 騒音及び超低周波音、風車の影 事業計画区域の山地1km以内に住居、集会所など67軒あり、騒音、低周波音や風車の影による健康影響を含む重大な環境影響が生じるおそれがあるので適切な方法で測定調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無を十分に評価すること。	対象事業実施区域から1kmの範囲には44戸の住宅等が存在し、風力発電機から最寄りの住宅までは約2kmとなっております。 騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年5月)等に定められた測定方法に準拠した調査を行い、予測及び評価を実施いたします。 超低周波音については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成12年10月)に定められた測定方法に準拠した調査を行い、予測及び評価を実施いたします。 風車の影については、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省総合環境政策局、平成25年6月)を参考にしながら、調査及び予測評価を実施いたします。
15	(2) 水環境 事業計画区域内の事業にあたって施業道拡幅、建設地開削などの土地改変による山地崩壊、地滑り、樹木伐採による表水、地下水の攪乱、濁水発生や土砂の流出、流亡などによる河川へ土砂流出などの治水安全度低下は少なくないと考えられることから調査で予測を行い、治水安全度の比較や濁水増と栄養塩損失など近海、内水の漁業被害も合わせ重大な環境影響の有無を評価すること。	今後の事業計画の検討にあたっては、既存の林道を極力活用し、改変面積や樹木の伐採範囲を可能な限り縮小することにより、山地崩壊や土砂流出による治水安全度に配慮した計画といたします。 また、水質については、工事中の造成等による一時的な水の濁りによる影響について、調査及び予測評価を実施いたします。 地下水については、風力発電機の設置位置において地質調査を行い、地下水への影響に留意した事業計画を検討いたします。

16	(3) 動物 事業計画区域内では、クマタカ、オジロワシ、クマゲラなどの希少猛禽類の飛翔が確認あるいは想定され、かつ昆虫ではタガメ、ゴマダラチョウも想定される。また、大個体のエゾヒグマ、エゾシカなどが生息し、特に人的被害の多いエゾヒグマ、農林業被害の多いエゾシカなどは事業による被圧で広域な移動を生みやすい。それは本州でも管理道路等を利用するイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマが食害域の拡大が報告されている。それらを調査、評価すること。	対象事業実施区域及びその周囲において、希少猛禽類、鳥類、昆虫類、哺乳類等の現地調査を行い、生息状況を把握いたします。なお、動植物の予測評価は重要な種に対して行う計画ですが、エゾヒグマ、エゾシカ等についても現地調査結果を踏まえ、専門家等からの意見聴取を行い、その内容も鑑み必要に応じて適切な措置を検討してまいります。
17	(4) 植物、生態系 事業計画区域沿部は複合保安林であり稜線伝いにブナ・チシマザサ群が広がり自然度の高い林相も少なくなく生態系保護でも重要な区域である。また林床・林縁にはエビネ、ノビネチドリなどラン科植物やクサボタン、サンカヨウ、クロバナヒキオコシ、シラネアオイなどの希少草本やカタクリが生育し、低木にキブシ、オオバクロモジなどが点々と存在しており、南方と北方の植物が重なる重要な区域である。 そのなかで風力発電設備や機材搬入路、管理道路の設置、開削はもとよりヘリ輸送などに伴う集積場や路側の掘削など土地改変、植生破壊などのによる環境影響の有無とそれらの代償を評価すること。さらに、他事業者とエリア隣接区域が生じる調査、事業化負荷により攪乱、累積環境被圧など十分に予測し他事業者と調整すること。	今後の事業計画の検討にあたっては、既存の林道を極力活用し、改変面積や樹木の伐採範囲を可能な限り縮小することにより、重要な植物や植生への影響に配慮した計画といたします。なお、ヘリコプターによる搬入は想定しておりません。 また、対象事業実施区域及びその周囲において、植物相、植生の現地調査を行い、生育状況を把握いたします。また、その調査結果及び専門家等から意見聴取し、それらを踏まえ、予測評価を実施いたします。
18	(5) 景観 事業計画区域は上ノ国町、木古内町と厚沢部町の沿部にあたり低山丘陵地帯であり景観計画区域となっている。よって木古内萩山、桂岳、上ノ国新明会館、上ノ国湯ノ岱温泉センター、湯ノ岱スキー場、館地域振興センター、国史跡館城跡など観光スポットの「眺望点」からの景観影響予測につき評価すること。	主要な眺望点については、風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲（約10.5km）内の可視領域であり、公的なホームページ及び観光パンフレット等に眺望利用の情報が掲載されている地点として、上ノ国町民スキー場、上ノ国町国民温泉保養センター、萩山を選定しております。 桂岳、館地域振興センター、国史跡館城跡については、風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内の可視領域ではありますが、眺望利用についての情報を得られなかったため主要な眺望点として選定しておりませんでした。なお、引き続き情報収集に努め、眺望目的での利用がある地点を確認できた場合は調査地点への追加を検討します。 また、眺望点からの景観については、フォトモンタージュ法を用いて予測評価を実施いたします。
19	(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業計画区域内はとくに施設や野外活動コース設定はない。しかし天の川流域は山菜、キノコ採取やとくに本支流付近はヤマメ、イワナ、観光団体が放流するアユなど渓流魚の釣魚ファンが全国から集まる川釣りのメッカ。これについてもファン目線にたち適切な方法により溪畔の改変、濁水、土砂移動による釣魚環境の悪化など調査及び予測を行い、環境影響の有無を評価すること。	御意見の内容も踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場については、利用状況や利用環境を把握するための調査及び情報収集を引き続き行ってまいります。情報収集の結果、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を特定した場合には適切な調査、予測及び評価を実施いたします。 また、動物の現地調査においては、対象事業実施区域周辺の河川に対する魚類相の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、工事の実施による濁水の影響についても、予測を行います。
20	(7) その他 事業計画区域には発電所として送電線網をどのような経路で組むか、送電線路の線引き、電柱の設	送電線の建設計画についても、今後詳細な検討を行ってまいります。 風況観測についても同時に実施し、得られた実測

	置箇所、高さ、色彩次第で環境への影響は少くない。また、風況は期待値ではなく実測値を明らかにしたうえで、北電契約年数と施設耐用年数に整合性があるか。さらに事業終了、もしくは、事業撤退した場合の施設取り壊し、森林、草地への計画前復元が懸念されることから、これらについても適切な方法、契約による確約及び予測を明らかにし、重大な環境影響の有無を評価すること。さらに工事中の相当量の残土、伐木など建設廃棄物についてその処理について具体的に示すこと。	データに基づき建設計画を策定してまいります。 建設に伴う残土については、できる限り残土が発生しないようバランスを測り、伐木についても利活用を検討する等廃棄物の発生を最小限に留めるよう努めてまいります。 また、事業終了時の撤去費用や事業撤退等の万が一の状況への対応等を含め、関係者との十分な協議を行い、安定かつ継続性のある事業計画の策定を行ってまいります。
21	(8) 所見 風力、地熱、水力、太陽光などの自然再生可能エネルギー事業を推進し電源を分散していくのはわが国の求めるところで当会、当ネットワークも反意は無い。しかしながら、環境影響評価方法書、環境影響評価書の段階で本風力発電事業、実施計画区域での風力発電事業計画には次の3項で水環境(治水含)、沿岸漁業、生態系および安全へ悪影響が生ずると懸念されるため、早期に事業可否の判断をされたい。	環境影響評価は、事業実施の可否を判断するものではなく、周辺環境への影響を調査・予測し、その結果を評価するものです。これにより、自然環境と地域社会への影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。
22	a. 林道、施業道および丘陵の土地改変はその土質から地滑りや崩落があると川への土砂流出が生じ、洪水パラメータである流域流出率を上げ河川の治水安全度を悪化させると考える。	河川の治水環境については、既存の林道を極力活用し、改変面積や樹林の伐採範囲を可能な限り縮小することにより、山地崩壊や土砂流出による治水安全度に配慮した計画といたします。
23	b. 二級河川天の川、木古内川流域とも地質が崩れやすい礫岩、堆積岩が多く、少しの降雨でも風化、変成した岩が崩壊し川に流れこみ濁った水の長期汚濁による汽水域や沿岸の濁りが沿岸漁業に影響を与えると考える。とくに事業区域の断層による崩地に留意である。	濁水による水環境への影響については、既存の林道を極力活用し、改変面積や樹林の伐採範囲を可能な限り縮小することで、濁水の発生を軽減いたします。また、沈砂池を設置して、降雨時には土砂を沈降させながら地下に自然浸透させることで、河川への濁水の流入を極力抑制いたします。 これらの対応により、沿岸漁業への影響が生じないよう、配慮してまいります。
24	c. 事業開始は、ややもするとクマゲラ、ヒグマなど大型鳥獣の生活を攪乱。生息域の消滅、森林植生への被圧、彼らの好餌部消滅など影響は少ないと考えられ、またヒグマ、エゾシカは風車が発する回転音、低周波で生活圏や移動路を変えたことで集落に近い里山、田畑や市街地住民へそれらが向かい食害にあう等の人的、一次産業へ被害のポテンシャルは否定できない。 これらから、安全や生態系保全上も本風力発電計画は環境へ悪影響を与えると考え充分な配慮による方法を検討するよう意見する。	大型鳥獣については、対象事業実施区域及びその周辺での生息状況を調査により確認し、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。また、環境影響評価においては獣害や食害等の事象は対象外となりますが、地元住民からの意見等も鑑みながら、必要に応じて対策等についても検討してまいります。なお、風力発電機とそれら大型哺乳類にかかる行動等に関する国内の文献等はないのが実情ですが、引き続き最新の知見の収集に努めてまいります。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	1. 基本的な考え方について ・風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて適切に調査・予測・評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避または低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘をふまえ、今後の関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら現地調査において状況の把握に努めてまいります。

	このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあることから、事業規模の大幅な縮小または計画の中止を求めます。	
26	2. 意見書の提出方法について - 意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。 - インターネットによる図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。意見書の印刷及びダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会において公開するように要望しております。	図書の公表にあたっては環境影響評価法及び電気事業法で定められた手続きに則って実施しております。 今回公表している方法書はあくまで現段階での事業計画や環境調査の方法をまとめたもので、計画は皆様のご意見や関係機関の審査の過程で更新される可能性があります。縦覧期間終了後に、いわば古いバージョンのままご覧いただくことはかえって誤解を招くことにもなりかねませんので、一旦縦覧を終了させていただいております。
27	3. 希少鳥類への影響について 風力発電機の設置予定範囲は、クマタカの生息域となっています。クマタカは、環境省のレッドリストで絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠＢ類）に指定されており、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種にも指定されています。また、生物多様性の観点から重要度の高い地域でもあり、環境保全の観点から見てもこのような重要地において事業を進めるべきではありません。	クマタカを含む希少な猛禽類については、今後、対象事業実施区域及びその周囲において現地調査を行い、生息状況を把握いたします。また、その結果及び専門家等から意見聴取し、それを踏まえ、予測評価を実施し、必要に応じて適切に環境保全措置を検討いたします。
28	4. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について 対象事業実施区域から 500m の範囲には住宅等が 23 戸存在し、あまりにも至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。また昨年、北見市常呂では風力発電 7 基の試運転が始まりましたが、2023 年 12 月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。	対象事業実施区域から 500m の範囲に住宅等が 23 戸存在しておりますが、風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住宅までは、約 2km の離隔を設けております。 また、最寄りの住宅付近において、今後、騒音及び超低周波音の現地調査を実施し、離隔距離だけではなく、地形等の条件も考慮して影響の程度を予測評価いたします。 なお、騒音及び超低周波音の調査及び予測については、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により実施し、必要に応じて適切に環境保全措置を検討いたします。
29	5. 景観に対する影響評価手法について 景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。	景観の環境影響評価については、今後、各眺望点において現地調査を行い、フォトモンタージュ法を用いて予測評価を実施いたします。 なお、風力発電機が水平に複数並んでいるものを一体のものとして評価する手法については、評価を行うための基準や指標等がないため、評価の実施は困難であると考えております。そのため、垂直見込み角による評価を基本といたしますが、より適切な評価手法について、引き続き知見の情報収集に努めてまいります。
30	6. 国有林内での計画について 対象事業実施区域は国有林内であり、自然度 9 の自然林が点在しております。国有林は国民の財産	今後の事業計画の検討に際しては、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の観点も合わせて関係者と十分協議の上、適切な計画策定に努めてまいります。

	でもあり、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地からも改変せずに守らなければならない地域であることから、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。	す。 また、植生自然度9の自然林においても、専門家等の助言を踏まえながら、現地調査において状況を把握し、環境影響を極力回避、低減できるよう検討してまいります。
31	7. 累積的影響について ・現在、近隣では（仮称）木古内風力発電事業、また、事業区域が重なる形で（仮称）焼山風力発電事業が進められております。アセスにおいては、単独事業の評価のみであることから、各事業者と連携をとるべきであり、実施されないのであれば、事業の中止を検討すべきです。	事業区域が重複している（仮称）焼山風力発電事業について、事業の進捗に応じて適宜、調整を実施するよう努めてまいります。
32	8. 協議会について ・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。	環境影響評価の中で、専門家への確認のほか、北海道の審議会での審査を受けるプロセスや経済産業省主催の顧問会で有識者から、調査手法や調査結果、予測評価の妥当性について審議いただくプロセスを通して適性に評価されております。 また、事業進捗に合わせて、関係自治体と相談の上で、随時説明会を開催していく予定です。
33	9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとはいえず、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を図る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回すべきです。	今後も、関係自治体と相談の上、適切なタイミングで随時説明会を開催しながら、地域の皆様との話し合いを通して、頂いたご意見については事業計画への適切な反映を検討してまいります。

（意見書 6）

No.	意見の概要	事業者の見解																																																												
34	貴重かつ希少な天然林の大量伐採、森林の保水機能及び土砂流出防備機能の喪失、生態系の攪乱の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。 ■自然度の高い天然林 対象事業実施区域は国有林内にあり、自然度の高い天然林が多く残されています。風車の設置が予定されている稜線は特に天然林が多く残されている場所です。 風車設置予定範囲の林分のブナの林齢を示します1)。 <table><thead><tr><th>林班</th><th>小班</th><th>林齢(年)</th><th>付近の参照点</th></tr></thead><tbody><tr><td>2200</td><td>へ</td><td>175</td><td></td></tr><tr><td>2200</td><td>と</td><td>184</td><td></td></tr><tr><td>2200</td><td>ぬ</td><td>165</td><td></td></tr><tr><td>2200</td><td>ち</td><td>185</td><td></td></tr><tr><td>2201</td><td>と</td><td>184</td><td></td></tr><tr><td>2201</td><td>へ</td><td>194</td><td></td></tr><tr><td>2201</td><td>ほ</td><td>184</td><td>-508</td></tr><tr><td>2202</td><td>と</td><td>175</td><td></td></tr><tr><td>2202</td><td>り</td><td>175</td><td></td></tr><tr><td>2204</td><td>ほ</td><td>175</td><td></td></tr><tr><td>2204</td><td>に</td><td>184</td><td>+508</td></tr><tr><td>2204</td><td>わ</td><td>184</td><td></td></tr><tr><td>2205</td><td>り</td><td>175</td><td></td></tr><tr><td>2205</td><td>ち</td><td>175</td><td></td></tr></tbody></table>	林班	小班	林齢(年)	付近の参照点	2200	へ	175		2200	と	184		2200	ぬ	165		2200	ち	185		2201	と	184		2201	へ	194		2201	ほ	184	-508	2202	と	175		2202	り	175		2204	ほ	175		2204	に	184	+508	2204	わ	184		2205	り	175		2205	ち	175		自然度の高い天然林については、今後の現地調査も踏まえ、改変区域における自然度の高い天然林の分布状況を確認し、既存林道の活用や樹木伐採の最小化を図る等、重要な植物群落等への影響を極力回避または低減した計画とするよう検討いたします。
林班	小班	林齢(年)	付近の参照点																																																											
2200	へ	175																																																												
2200	と	184																																																												
2200	ぬ	165																																																												
2200	ち	185																																																												
2201	と	184																																																												
2201	へ	194																																																												
2201	ほ	184	-508																																																											
2202	と	175																																																												
2202	り	175																																																												
2204	ほ	175																																																												
2204	に	184	+508																																																											
2204	わ	184																																																												
2205	り	175																																																												
2205	ち	175																																																												

2225	へ	175	-381
2226	へ	145	
2226	ほ	165	△424.7
2227	ち	155	-458
2227	と	155	△424.7, -458
2228	り	165	
2228	る	165	-531
2228	ち	165	-531
2229	わ	165	-593
2229	か	165	
2230	と	165	
2231	ち	165	
2232	ほ	165	-472
2232	へ	165	
2235	へ	175	
2236	と	175	-472, △548.9(瓜谷山)
2236	ち	165	
2237	と	175	-449
2237	ち	165	
2238	ぬ	176	-449
3120	ほ	184	
3121	る	184	-593
3121	ぬ	184	
3122	ち	184	△548.9(瓜谷山)
3122	と	184	△548.9(瓜谷山)
3123	と	184	
3126	る	185	
3127	へ	176	

上の表を施業実施計画図 2) と見比べてみてください。これらの林分はトドマツなどの人工林を風害や土砂災害から守るために伐採せずに残されてきたものです。また、天野川支流の神明ノ沢川、中ノ沢川の源流部にあって、その水源涵養機能、土壌流出防備機能により、近年激甚化する豪雨災害から下流域を守る「流域治水」の要として期待される林分です。さらに、そこに生息・生育する野生動植物の種や遺伝子を守るうえで最も重要であり、「生物多様性保全」の最後の砦とも言うべき林分です。壮齢期にあるこれらの天然林は、決して伐採せず母樹として残されるべきものです。

1) 国土数値情報国有林野データ

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html>

北海道森林管理局施業実施計画図

檜山 23-18 (上の国・湯の岱)

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/keikaku/other/attach/pdf/hiyama-6.pdf>

檜山 23-19 (奥湯の岱)

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/keikaku/other/attach/pdf/hiyama-7.pdf>

檜山 23-22 (木古内・吉堀)

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/keikaku/other/attach/pdf/hiyama-10.pdf>

35

■ 山地災害危険地区

図 3. 2-16 に示された山地災害危険地区は民有林のものです。国有林の山地災害危険地区が示されていません。次の質問に明確な解答を求めます。

1) 対象事業実施区域に国有林の山地災害危険地区

山地災害危険地区は、「山地災害危険地区 (GIS) 【北海道】」を踏まえて抽出したため、国有林の危険地区が抜けておりました。「北海道 (国有林) の山地災害危険地区」の情報も踏まえ、準備書以降においては追記させていただきます。

	があることを認識していましたか。 2) 認識していながら、方法書にその情報を載せなかったのですか。 上記の質問に対する答えがどのようなものであれ、このような重大な事実を見逃すようでは、貴社の事業者としての適格性を疑います。 以下に、国有林の山地災害危険地区を挙げます 3)。 崩壊土砂流出危険地区 <table><tr><th>面ID</th><th>線ID</th><th>地区名</th></tr><tr><td>崩壊_樟山 20171108_124859</td><td>渓流_樟山2019_0728_160900</td><td>下神明川(瓜谷下ノ沢)</td></tr><tr><td>崩壊_樟山 20171108_124848</td><td>渓流_樟山2019_0728_160749</td><td>下神明川(分岐ノ沢)</td></tr><tr><td>崩壊_樟山 20171108_124853</td><td>渓流_樟山2019_0728_160912</td><td>下神明川(真向沢)</td></tr><tr><td>崩壊_樟山 20171108_124842</td><td>渓流_樟山2019_0728_160901</td><td>神明渡域(太鼓沢)</td></tr><tr><td>崩壊_樟山 20171108_124741</td><td>渓流_樟山2019_0728_160750</td><td>中ノ沢渡域(上群立沢)</td></tr><tr><td>崩壊_樟山 20171108_124748</td><td>渓流_樟山2019_0728_160914</td><td>中ノ沢渡域(屏風立沢)</td></tr><tr><td>崩壊_樟山 20171108_124753</td><td>渓流_樟山2019_0728_160913</td><td>中ノ沢渡域(木地沢)</td></tr><tr><td>崩壊_樟山 20171108_124840</td><td>渓流_樟山2019_0728_160902</td><td>中ノ沢渡域(久作沢)</td></tr><tr><td>崩壊_樟山 20171108_124902</td><td>渓流_樟山2019_0728_160911</td><td>神明ノ沢左股(真ノ沢)</td></tr></table> 山腹崩壊危険地区 <table><tr><th>ID</th><th>地区名</th></tr><tr><td>山崩_樟山20190110_222050</td><td>神明地区2242林道</td></tr><tr><td>山崩_樟山20190110_222019</td><td>中の沢地区</td></tr></table> なお準備書以降の図書には国有林の山地災害危険地区を必ず掲載してください。 3) 北海道(国有林)の山地災害危険地区 https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html	面ID	線ID	地区名	崩壊_樟山 20171108_124859	渓流_樟山2019_0728_160900	下神明川(瓜谷下ノ沢)	崩壊_樟山 20171108_124848	渓流_樟山2019_0728_160749	下神明川(分岐ノ沢)	崩壊_樟山 20171108_124853	渓流_樟山2019_0728_160912	下神明川(真向沢)	崩壊_樟山 20171108_124842	渓流_樟山2019_0728_160901	神明渡域(太鼓沢)	崩壊_樟山 20171108_124741	渓流_樟山2019_0728_160750	中ノ沢渡域(上群立沢)	崩壊_樟山 20171108_124748	渓流_樟山2019_0728_160914	中ノ沢渡域(屏風立沢)	崩壊_樟山 20171108_124753	渓流_樟山2019_0728_160913	中ノ沢渡域(木地沢)	崩壊_樟山 20171108_124840	渓流_樟山2019_0728_160902	中ノ沢渡域(久作沢)	崩壊_樟山 20171108_124902	渓流_樟山2019_0728_160911	神明ノ沢左股(真ノ沢)	ID	地区名	山崩_樟山20190110_222050	神明地区2242林道	山崩_樟山20190110_222019	中の沢地区	
面ID	線ID	地区名																																				
崩壊_樟山 20171108_124859	渓流_樟山2019_0728_160900	下神明川(瓜谷下ノ沢)																																				
崩壊_樟山 20171108_124848	渓流_樟山2019_0728_160749	下神明川(分岐ノ沢)																																				
崩壊_樟山 20171108_124853	渓流_樟山2019_0728_160912	下神明川(真向沢)																																				
崩壊_樟山 20171108_124842	渓流_樟山2019_0728_160901	神明渡域(太鼓沢)																																				
崩壊_樟山 20171108_124741	渓流_樟山2019_0728_160750	中ノ沢渡域(上群立沢)																																				
崩壊_樟山 20171108_124748	渓流_樟山2019_0728_160914	中ノ沢渡域(屏風立沢)																																				
崩壊_樟山 20171108_124753	渓流_樟山2019_0728_160913	中ノ沢渡域(木地沢)																																				
崩壊_樟山 20171108_124840	渓流_樟山2019_0728_160902	中ノ沢渡域(久作沢)																																				
崩壊_樟山 20171108_124902	渓流_樟山2019_0728_160911	神明ノ沢左股(真ノ沢)																																				
ID	地区名																																					
山崩_樟山20190110_222050	神明地区2242林道																																					
山崩_樟山20190110_222019	中の沢地区																																					
36	■砂防指定地 p. 3. 2-57 において「砂防指定地の指定状況は、図 3. 2-14 に示すとおりである」とありますが、図 3. 2-14 に示されている砂防ダムは砂防設備です。砂防指定地も併せて掲載してください。	砂防指定地につきまして、北海道渡島総合振興局 函館建設管理部 用地管理室 維持管理課 河川管理係に問い合わせたところ、砂防指定地の区域が分かる情報がないため回答できかねます、とのことでしたので砂防指定地の区域を追加した図を示すことはできませんが、風力発電機の設置位置が決まった段階で、その位置が砂防指定地に指定されているのかを確認いたします。																																				
37	■残土 対象事業実施区域内に残土処理場を設ける場合、谷筋を埋めないでください。谷埋め盛土は危険です。 谷地形は、地下水位が浅く雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、それらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。それらの設備は地震、豪雨、融雪のたびに傷みます。水は弱いところを突いて侵食します。まさに、蟻の一穴から大規模な崩壊へと繋がります。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思いますが、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合、どのように補修されるのでし	渓流・集水地形における盛土は、その地形的特性から雨水や湧水、地下水（以下「雨水等」といいます。）が集中しやすいこと、雨水等が盛土内へ流入することにより、盛土の不安定化を助長する可能性があることについては認識しております。これらを防止するため、以下の対策を講じてまいります。 ・必要に応じて、盛土本体のみならず周辺地盤を含めた湧水分布及び湧水量等の水理特性を把握してまいります。 ・暗渠排水工の仕様検討に当たっては、予め排水流量に一定程度の余裕を見込みます。 ・盛土施工後においても維持管理や点検が実施できるよう、暗渠排水工の流末には、集水枘設置又はかご工等による保護を行います。 ・事業を廃止する際には、維持管理に必要な情報を次期管理者に引き継ぐよう努めてまいります。																																				

	ようか。 さらに、これらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。植栽により自然状態を回復するという説明を聞くことがありますが、全くのナンセンスです。地山にとって盛土は堆積土砂と同じですから、ガリー（谷状の溝）を形成して少しずつ流出するか、地震、大雨、融雪が誘因となって大規模に流出するかです。谷埋め盛土が少しずつ侵食されていく様子はとても不気味なものです 4)。 4) 倒木・えぐれた斜面… 海堀正博広島大防災・減災研究センター長「盛り土全体早く調査を」（中国新聞） https://youtube/KCkY9j-wktl?si=fS-rmDainmRpabnz	
38	■ヒグマ 平成以降、上ノ国町と木古内町を合わせて 5 件のヒグマの襲撃による人身事故（死亡 3 件、負傷 2 件）が報告されています 5)。 対象事業実施区域はヒグマのすみかです。風車設置予定範囲の稜線はヒグマなどの大型哺乳類の移動経路として重要です。その稜線上に多数の風車を設置することは、彼らの生活を攪乱することです。特に、低周波音や超低周波音に対する彼らの反応は解明されていません。 海外では哺乳類が風車を忌避 (displacement) することが報告されています 6)。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ヒグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ヒグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。 ヒグマがふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。 ヒグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についての知見が十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。 5) ヒグマ人身事故一覧 (昭和 37 年度～) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/0/6/5/9/8/3/6/_/S37~%E3%83%92%E3%82%B0%E3%83%9E%E4%BA%BA%E8%BA%AB%E8%A2%AB%E5%AE%B3%E4%B8%80%E8%A6%A7_240730(%E6%96%9C%E9%87%8C%E7%94%BA%E8%B2%A0%E5%82%B7%E4%BA%8B%E6%95%85%E5%90%AB%E3%82%80).pdf 6) 「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題 (平成 31 年 3 月)」 陸上風力発電事業による生態系への環境影響	ヒグマやエゾジカ等の大型哺乳類についても現地調査により生息状況を確認いたします。現地調査結果を踏まえ、専門家等からの意見聴取を行い、その内容も鑑み必要に応じて適切な措置を検討してまいります。

	評価の手法と課題に関する委員会 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11663694/www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000628.pdf	
--	---	--

○日刊新聞紙による広告

令和 6 年 9 月 11 日 (水) 北海道新聞 (朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)上ノ国湯ノ
岱風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦
覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社
代表者の氏名 代表社員 インベナジー・ウインド合同会社
職務執行者 天野 明

事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
山王パークタワー二十一階

二、対象事業の名称 (仮称)上ノ国湯ノ岱風力発電事業
種類 風力(陸上)

規模 発電所出力 最大四万九千八百キロワット程度

三、対象事業実施区域 北海道檜山郡上ノ国町、檜山郡厚沢部町
及び上磯郡木古内町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五、縦覧の場所・時間 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、北海道渡島総合振
興局保健環境部環境生活課、上ノ国町役場一階ロビー、厚沢
部町役場一階ロビー、木古内町役場二階まちづくり未来課

※縦覧時間は、各庁舎の開庁時間による。

電子縦覧 <https://japan.livenergy.com/news/kaminokuni-yunotai-hotosho>

縦覧期間 令和六年九月十一日(水)から
令和六年十月十六日(水)まで

六、意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご
意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理
由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておりま
す意見書箱に投入くださるか、令和六年十月三十一日
(木)までに左記の問い合わせ先へ郵送にてお送りくださ
い(郵送の場合は当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

上ノ国町総合福祉センタージョイ・じょうろ 多目的ホール
(檜山郡上ノ国町字大留一〇〇)

令和六年九月二十九日(日) 十四時から十六時まで
町民交流センター「あゆみ」 交流ホール
(檜山郡厚沢部町新町一八一六)

令和六年九月二十八日(土) 十四時から十六時まで
鶴岡多目的集会所
(上磯郡木古内町字鶴岡七三二)

令和六年九月二十九日(日) 九時から十一時まで

八、問い合わせ先

上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社 (担当) 青木、北原、鈴木
〒〇〇〇一六二二

東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
山王パークタワー二十一階

電話 〇三・六二六二・三五四五(代表)

※受付時間 午前九時から午後六時まで(土日・祝日を除く)

○広報によるお知らせ

広報かみのくに（令和6年9月号 No. 757）

「（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会の開催

北海道上ノ国町、木古内町および厚沢部町において、上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社が計画している「（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業」に関して、「環境影響評価方法書」の縦覧および説明会を次のとおり行いますので、お知らせいたします。

■縦覧書類 （仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業に係る環境影響評価方法書

■縦覧場所 上ノ国町役場1階ロビー

■縦覧期間 令和6年9月11日（水）～令和6年10月16日（水）

■意見受付期間 令和6年9月11日（水）～令和6年10月31日（木）

内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載のうえ、上記期間内に縦覧場所の意見書箱へ投函もしくは郵送にてご提出ください。

（郵送の場合、10月31日（木）の消印有効）

■説明会の開催日時および場所

令和6年9月29日（日） 14:00～16:00

上ノ国町総合福祉センター ジョイ・じょぐら

■意見書の提出・問い合わせ先

上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社 担当：青木、北原、鈴木
〒100-6121 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
山王パークタワー21階

☎03-6261-3545（代表）（平日9:00～18:00）

広報あっさぶ（令和6年9月号 第729号）

☎03-6261-3545	担当 青木・鈴木 合同会社	【問合せ先】 上ノ国湯ノ岱ウインド	★場所 町民交流センターあゆみ	★日時 9月28日（土） 14時～16時	●説明会 ※土曜・日曜・祝日を除く	★時間 （8時30分～17時15分）	★場所 役場1階ロビー	★期間 9月11日（水）から 10月16日（水）まで	●縦覧期間及び場所	上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社は、「（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業」に関する環境影響評価方法書を、環境影響評価法第7条に基づき、次の通り公表します。	（仮称）上ノ国湯ノ岱 風力発電事業 環境影響評価方法書 の縦覧について

広報きこない（令和6年9月号 No. 896）

「（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会のお知らせ

【縦覧について】

○日時：令和6年9月11日（水）

～10月16日（水）

○場所：木古内町役場2階まちづくり未来課

○意見書受付期間

住所・氏名を記入の上、縦覧場所に備え付けの意見箱
にご投函もしくは提出先へ郵送（10月31日までの消印有効）
でご提出ください。

【意見書の提出先・お問い合わせ】

○住所：〒100-6121 東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー21階

○担当：上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社 青木、北原、鈴木

○電話：03-6261-3545（代表） 平日9:00～18:00

【説明会の開催場所及び日時について】

○場所：鶴岡多目的集会所 集会所

（上磯郡木古内町字鶴岡73-2）

○日時：令和6年9月29日（日）9:00～11:00

○インターネットによるお知らせ 事業者のホームページ

Invenergy

日本事業紹介 ニュース インベナジーへのお問い合わせ (invenergy.com)

2024/09/10

「（仮称）上ノ国港ノ盛風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

上ノ国港ノ盛ウインド合同会社

2024年9月11日

「（仮称）上ノ国港ノ盛風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表及び縦覧します。

方法書の公表

【電子縦覧】

2024年9月11日（水）～2024年10月16日（水）の間Web閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本編

This website shall contain the documents required by the provisions of the Environmental Impact Assessment Act and the provisions of the Environmental Impact Assessment Act.

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

第2章 事業の目的及び内容

第3章 対象事業の概要並びにその区域の状況 (1) 自然環境

第3章 対象事業の概要並びにその区域の状況 (2) 社会環境

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

第5章 環境影響評価方法書に基づいた事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

のり面

のり面

【縦覧場所】

北海道稚内市阿部川町阿部川町生活圏

北海道釧路市阿部川町阿部川町生活圏

上ノ国町阿部川町阿部川町

阿部川町阿部川町阿部川町

阿部川町阿部川町阿部川町

【縦覧期間】

2024年9月11日（水）～2024年10月16日（水）

※各縦覧場所の開庁日及び開庁時間に準ずる

意見書の提出について

方法書について、縦覧の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面にて提出することができます。ご意見は、以下の「意見書様式」に従い、①氏名及び住所②法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地 ③方法書についての縦覧の保全の見地からのご意見に意見の理由を含めて記載していただきます。日本国で記載し、2024年10月16日（水）までに縦覧場所に提出し、提出の旨を縦覧場所に提出してください。以下の縦覧先までご郵送願います（郵送の場合は2024年10月31日（水）まで有効です）。

意見書様式

【提出期間】

2024年9月11日（水）から2024年10月31日（水）まで

意見書の提出先及びお問い合わせ先

上ノ国港ノ盛ウインド合同会社

〒045-0001 青森県、北沢、阿部川

住所：〒100-6121 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー23階

電話：03-6261-3545（受付時間：9時から18時まで）

ニュース

2024/09/16

「（仮称）阿部川町上ノ国・阿部川町（日本海）海上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

→

2024/09/16

（仮称）阿部川町上ノ国・阿部川町（日本海）海上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

→

2024/09/06

阿部川町上ノ国・阿部川町（日本海）海上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

→

2024/09/06

阿部川町上ノ国・阿部川町（日本海）海上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

→

プレス

※ プレスリリース

メディア

※ 報道関係者

〒045-0001 青森県、北沢、阿部川

〒100-6121 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー23階

○ご意見記入用紙

「（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業 環境影響評価方法書」
ご意見記入用紙

「（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙に必要事項をご記入の上、郵送又は意見書箱への投函によりご提出ください。

○意見書の郵送先：〒100-6121 東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー21 階

上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社 担当：青木、北原、鈴木

○意見書の提出期限：令和6年10月31日（木）〔当日消印有効〕

ご記入日： 令和6年 月 日

項目	ご記入欄
お名前 （法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）	
ご住所 （法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）	
環境の保全の見地 からのご意見 （意見の理由も含めて日本語で記入してください。）	

※ 環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記入をお願いします。

※ ご記入頂いた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはありません。